

生駒市地域防災計画の全面改定について

【 現行の生駒市地域防災計画 】

1 経緯

昭和 36 年の「災害対策基本法」の施行を受け、昭和 37 年に「生駒町防災会議」を設置し、「生駒町地域防災計画」を策定した。

平成 7 年の阪神・淡路大震災の教訓から、同年に国の「防災基本計画」が全面改定となり、これを受けて「奈良県地域防災計画」が平成 8 年に全面改定された。

本市では、平成 8 年度から「生駒市地域防災計画」の見直しに着手。平成 12 年 1 月に全面改定を行った。

また、平成 16 年 6 月に「東海・東南海防災対策推進計画」を追加。平成 18 年 1 月に被害想定の見直しを行った。

2 現行計画の構成

第 1 編 総則

防災関係機関の役割分担、生駒市の自然災害、人為的災害等に関する特性とその対応策の基本的方向など、計画の基本となる事項を示す。

第 2 編 基本計画

第 1 章 災害予防計画

風水害等の一般災害の発生を防ぐとともに、災害が発生した場合に備えて、平常時からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災対策、救助・救護体制等の整備や、都市基盤の安全性強化など災害に強いまちづくりを図る事項等を示す。

第 2 章 災害応急対策計画

災害が発生した場合の迅速、的確な初動活動体制に関する事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の災害応急対策及び災害救助法の適用等に関する事項を示す。

第 3 編 地震災害対策計画

前編に示す「基本計画」の他、地震災害の特性から特に考慮すべき対策事項を示しており、災害予防計画、災害応急対策計画の 2 章からなる。

第 4 編 災害復旧・復興計画

市民生活安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定等、速やかな災害復旧を図るための事項を示す。

【 全面改定の理由 】

1 東日本大震災の教訓からの法令、上位計画の改定等

- ・ 災害対策基本法の一部改正（平成 24 年 6 月公布と平成 25 年 6 月公布）
- ・ 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（平成 25 年 5 月、内閣府）
- ・ 避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針（平成 25 年 8 月、内閣府）
- ・ 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年 8 月、内閣府）
- ・ 防災基本計画の修正（平成 26 年 1 月、中央防災会議）
- ・ 奈良県地域防災計画の改定（平成 26 年 4 月運用開始予定）

2 より使いやすいものへ

職員数・組織体制の変化による現実と計画の乖離、部署別の動きがわかりにくい構成、重複した内容の掲載による膨大なページ数等、使い勝手の悪い面が多くなってきたため、より使いやすいものへ改定する。

【 全面改定の計画概要 】

1 構成

計画編とマニュアル編を分離

2 改定方法

京都大学防災研究所 巨大災害研究センター 牧紀男准教授の指導のもと、数回の災害対策本部運営
図上訓練等を行い、検証しながら改定を行う。

3 予定

作業期間：平成 26 年度、27 年度の 2 か年

平成 26 年度 資料収集整理、既存計画の課題整理、計画改定方針の検討、
地域防災計画素案の作成

平成 27 年度 図上訓練等による素案の検証、パブリックコメント、地域防災計画の改定

4 改定のポイント

- ① 法令、上位計画及び東日本大震災等の教訓を反映する。
- ② 災害対応業務の全体像が把握しやすく、市職員、市民等の誰が見ても分かりやすい計画とする。
- ③ 各種災害に対して、一元的な対応が行えるものとする。
- ④ 災害対応業務を「いつ、誰が、どこで、何を、どのように」行動するのが、分かりやすいものとする。